

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	市街灯・防犯灯修繕及び点検並びに LED 器具取替え業務
委 託 業 務 場 所	大津市内一円
概 要	市街灯・防犯灯の修繕及び点検並びに老朽化したものから順次 LED 器具への取替えを行う業務
契 約 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	107,108,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市竜が丘20番17号 〔名 称〕 大津電気事業協同組合
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>市街灯の修繕については、夜間交通の安全確保を目的とする性質上、迅速かつ適正な対応が必要となる。当該業者は、大津市内全域にバランスよく存在する電気事業者で構成されており、市街灯等の修繕に精通している。</p> <p>加えて、当該業者は、材料の一括発注等を行っているため、低廉な見積金額となっている。</p> <p>このことから、修繕について概ね一週間以内の完了を可能としており、かつ低廉な見積金額である上記業者を選定する。</p>
根 拠 規 程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。